

佐賀県告示第 250 号

車両制限令（昭和 36 年政令第 265 号）第 3 条第 1 項第 3 号の規定に基づき、通行する車両の高さの最高限度が 4.1 メートルである道路を次のとおり指定し、併せて、同令第 10 条第 1 項の規定に基づき、当該道路を通行する高さが 3.8 メートルを超え 4.1 メートル以下の車両の通行方法を次のとおり定め、令和 8 年 9 月 1 日から適用する。

令和 8 年 9 月 1 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

1 指定する道路の路線名及び区間

道路の種類及び 路線名	区間
県道 佐賀大川線	佐賀市蓮池町大字蓮池字西名 386 番 13 地先から 佐賀市蓮池町大字小松字二本杉 186 番地先まで
県道 中原鳥栖線	鳥栖市高田町字亀ノ甲 160 番 2 地先から 鳥栖市真木町字赤江 1113 番 19 地先まで
県道 久留米基山筑紫 野線	三養基郡基山町大字園部字麦尾 2474 番 1 地先から 三養基郡基山町大字小倉字小浦 2130 番 2 地先まで
県道 久留米基山筑紫 野線	三養基郡基山町大字小倉字小浦 2120 番 2 地先から 三養基郡基山町大字小倉字小浦 2130 番 1 地先まで

2 通行方法

1 の道路を通行する高さが 3.8 メートルを超え 4.1 メートル以下の車両は次の通行方法によらなければならない。

(1) 走行位置の指定

トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵すおそれがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に出入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識、樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。

(2) 後方警戒措置

後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法 0.23 メートル以上、縦寸法 0.12 メートル以上（又は横寸法 0.12 メートル以上、縦寸法 0.23 メートル以上）の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。

(3) 道路情報の収集

道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上、走行すること。